

令和5年6月8日

建設緑政局関係議案資料 (その1)

議案第102号

川崎市都市公園条例の一部を改正する
条例の制定について

建設緑政局

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

1 概要

(1) 背景と課題

本市では、緑の基本計画に基づき緑の保全を進めるとともに、市民ボランティアとの協働により、緑地の維持管理を実施してきた。しかしながら、協働の取組については、市民ボランティアの高齢化や後継者不足といった状況が顕在化しており、新たな担い手の確保が課題となっている。

(2) 取組と成果

このような課題がある中、まとまった緑地の中に樹林地等の自然環境を有している王禅寺四ツ田緑地（麻生区王禅寺）では、令和3年度から、自然の斜面を活用した滑り台遊びや、たき火・薪割り体験などの様々な自然体験学習の機会を提供している。これらの体験学習は、環境意識や愛着の形成に繋がり、緑地の保全活動に興味を持ってもらうきっかけとなっており、参加した市民の約半数が草刈りや樹木に絡んだツタの除去等の保全活動を実施するなど、利活用と保全の好循環の創出に繋がる成果を確認したところである。

(3) 今後について

これらの取組を持続的に実施し、また市域全域に広げるべく、王禅寺四ツ田緑地を自然体験学習施設の拠点と位置づけるとともに、民間事業者のノウハウや創意工夫により利用者の拡大を図り、効果的・効率的に管理運営するために、令和6年4月から同施設へ指定管理者制度を導入することを予定している。指定管理者制度導入にあたり、利用に係る手続きのほか、緑地の供用期間や時間などの管理基準等を条例に定める必要があることから、条例を一部改正する。

2 主な改正内容

(1) 利用承認の設定

王禅寺四ツ田緑地は無料施設であるが、様々な自然体験を安全に行えるよう専有的に使用することを想定しており、事前の利用承認が必要となることから、利用承認の手続きを設定するため、条例を改正するもの。

(2) 供用期間等の設定

供用期間	1月1日から12月31日まで
供用時間	4月1日から10月31日までにあっては午前9時から午後5時まで 11月1日から翌年3月31日までにあっては午前9時から午後4時まで
休園日	12月29日から翌年の1月4日までの日

3 施行期日

規則で定める日（令和6年4月1日施行予定）

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前						
<p>○川崎市都市公園条例 昭和32年 3 月29日 条例第 6 号 (略)</p>	<p>○川崎市都市公園条例 昭和32年 3 月29日 条例第 6 号 (略)</p>						
<p><u>(王禅寺四ツ田緑地の供用期間等)</u> 第 6 条の 2 <u>王禅寺四ツ田緑地の供用期間、供用時間及び休園日は、次のとおりとする。ただし、第18条の 2 第 1 項に規定する指定管理者は、必要に応じ、あらかじめ市長の承認を得て、供用期間、供用時間又は休園日を変更することができる。</u></p> <table border="1" data-bbox="152 619 1081 847"> <tr> <td>供用期間</td> <td>1 月 1 日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>供用時間</td> <td>4 月 1 日から10月31日までにあつては午前 9 時から午後 5 時まで、11 月 1 日から翌年 3 月31日までにあつては午前 9 時から午後 4 時まで</td> </tr> <tr> <td>休園日</td> <td>12月29日から翌年の 1 月 4 日までの日</td> </tr> </table>	供用期間	1 月 1 日から12月31日まで	供用時間	4 月 1 日から10月31日までにあつては午前 9 時から午後 5 時まで、11 月 1 日から翌年 3 月31日までにあつては午前 9 時から午後 4 時まで	休園日	12月29日から翌年の 1 月 4 日までの日	<p>(新設)</p>
供用期間	1 月 1 日から12月31日まで						
供用時間	4 月 1 日から10月31日までにあつては午前 9 時から午後 5 時まで、11 月 1 日から翌年 3 月31日までにあつては午前 9 時から午後 4 時まで						
休園日	12月29日から翌年の 1 月 4 日までの日						
<p>(利用の承認) 第 7 条 有料施設を利用しようとする者は、規則の定めるところにより市長に申請し、市長の承認を受けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、第18条の 2 第 1 項に規定する指定管理者が管理を行う有料施設を利用しようとする者は、当該指定管理者が別に定めるところにより当該指定管理者に申請し、当該指定管理者の承認を受けなければならない。 <u>3 王禅寺四ツ田緑地を利用しようとする者は、第18条の 2 第 1 項に規定する指定管理者が別に定めるところにより当該指定管理者に申請し、当該指定管理者の承認を受けなければならない。</u> 4 市長又は第18条の 2 第 1 項に規定する指定管理者は、<u>前 3 項</u>の規定により承認を行うに当たっては、それぞれが行う承認に管理のため必要な範囲</p>	<p>(利用の承認) 第 7 条 有料施設を利用しようとする者は、規則の定めるところにより市長に申請し、市長の承認を受けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、第18条の 2 第 1 項に規定する指定管理者が管理を行う有料施設を利用しようとする者は、当該指定管理者が別に定めるところにより当該指定管理者に申請し、当該指定管理者の承認を受けなければならない。 (新設) 3 市長又は第18条の 2 第 1 項に規定する指定管理者は、<u>前 2 項</u>の規定により承認を行うに当たっては、それぞれが行う承認に管理のため必要な範囲</p>						

改正後	改正前
<p>内で条件を付することができる。</p>	<p>内で条件を付することができる。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p>	<p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p>
<p>第18条の4 指定管理者は、第7条第2項又は第3項の承認に関する業務その他の都市公園又はその一部の区域の管理のために必要な業務を行わなければならない。</p>	<p>第18条の4 指定管理者は、第7条第2項の承認に関する業務その他の都市公園又はその一部の区域の管理のために必要な業務を行わなければならない。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(権利の譲渡等の禁止)</p>	<p>(権利の譲渡等の禁止)</p>
<p>第19条 公園施設の設置若しくは管理の許可、都市公園の占用の許可又は有料施設若しくは王禅寺四ツ田緑地の利用の承認を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。</p>	<p>第19条 公園施設の設置若しくは管理の許可、都市公園の占用の許可又は有料施設の使用の承認を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(監督処分)</p>	<p>(監督処分)</p>
<p>第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この条例の規定による許可若しくは承認（第7条第2項及び第3項の承認を除く。以下この項及び次項において同じ。）を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園より退去を命ずることができる。</p>	<p>第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この条例の規定による許可若しくは承認（第7条第2項の承認を除く。以下この項及び次項において同じ。）を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園より退去を命ずることができる。</p>
<p>(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者 (2) この条例の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者 (3) 偽り、その他不正な手段により、この条例の規定による許可又は承認を受けた者</p>	<p>(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者 (2) この条例の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者 (3) 偽り、その他不正な手段により、この条例の規定による許可又は承認を受けた者</p>
<p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p>	<p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p>
<p>(1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 (2) 都市公園の保全又は利用に著しい支障が生じた場合 (3) 都市公園の管理上以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生</p>	<p>(1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 (2) 都市公園の保全又は利用に著しい支障が生じた場合 (3) 都市公園の管理上以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生</p>

改正後	改正前
<p>じた場合</p> <p>3 指定管理者は、第7条第2項又は第3項の承認を受けた者であって次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該承認を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) 第7条第2項又は第3項の承認に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により、第7条第2項又は第3項の承認を受けた者</p> <p>4 指定管理者は、第2項各号のいずれかに該当する場合においては、第7条第2項又は第3項の承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。</p> <p>(略)</p>	<p>じた場合</p> <p>3 指定管理者は、第7条第2項の承認を受けた者であって次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該承認を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) 第7条第2項の承認に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により、第7条第2項の承認を受けた者</p> <p>4 指定管理者は、第2項各号のいずれかに該当する場合においては、第7条第2項の承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。</p> <p>(略)</p>

1 背景・課題

本市では、緑の基本計画に基づき、多摩丘陵や多摩川崖線に残る貴重な樹林地の保全に取り組むとともに、**緑地の維持管理については、市民ボランティアとの協働により進めてきましたが、緑地に係る市民ボランティアを対象にしたアンケートの結果からも、会員の高齢化、後継者の育成、活動の人手不足といった公園愛護会等の活動団体と同様の課題が寄せられており、持続的な協働の取組が危ぶまれています。**

この危機に対応するためには、**幅広い世代に関心をもってもらうことにより、新たな担い手の確保につなげることが必要**になっています。

一方、王禅寺四ツ田緑地において利活用として自然体験イベントの実施や野外活動団体の利用に供したところ、子どもたちの興味や関心を集め、緑の価値を再認識するとともに、利用者の半数が保全活動にも参加するなど保全活動への誘いへ繋がることも明らかになってきたことから、令和4年度からは、**本取組を他の緑地や緑地の無い地域においても拡大してまいりました。**

2 王禅寺四ツ田緑地の概要と取組の成果

(1)概要

名称：王禅寺四ツ田緑地 面積：約7.1ha

住所：川崎市麻生区王禅寺字四ツ田1028-2ほか

公園種別：都市林 最寄り駅：新百合ヶ丘駅からバスで15分

施設概要：多摩丘陵における里山の豊かな自然環境を残している緑地（樹林地、竹林、草地、池、散策路、管理棟(6.6㎡)、トイレ、手洗い場）

経緯：

- 事業者所有の樹林地を平成24年度に特別緑地保全地区に指定
- 平成25年度から平成28年度にかけて市が取得し、順次供用を開始（閉鎖管理）
- 令和2年11月に利活用イベント（1日）を実施
- 令和3年7月から委託管理運営を開始

現在の運営状況：

- 週に2日程度の一般開放日、事前に調整した団体による利用、週に1度のボランティアによる里山管理活動
- 開放時間は10時～16時（受付は15時まで）
- 一般開放日にはプレーリーダーが常駐



地域固有種のタムノカンアオイ



① 出入口



② 樹林地



③ 池



④ 草地広場



⑤ 人工池



⑥ 竹林

現況写真

(2)取組の状況

自然体験学習の専門家が、緑地の自然環境の中で、たき火や薪割り体験、斜面地を活用した滑り台、樹木を活用したブランコなど様々な利活用を市民に提供しています。このような**利活用をきっかけに自然環境に興味をもった方や団体が、自然環境の保全に関わる活動に参加しています。**



取り組み前

自然環境を活かしたプレーパーク事業

団体利用

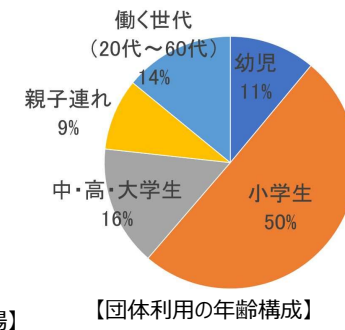
多様な保全活動

利活用

保全

(3)取組の成果

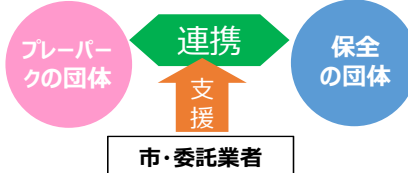
- ア 利活用した市民が保全活動にも参加**
利用者の半数(2千人)が保全活動を実施
- イ 新たな担い手候補が主な利用者**
新たな担い手の候補となる子ども、若年層(86%)
働く世代(14%)が利用【団体利用の年齢構成】
- ウ 参加者の特性を踏まえたプログラム**
参加する年齢や人数に応じた作業内容を提供し、保全活動を実施
- エ 利用の多様化**
様々な団体が利用を始める
【防災訓練の実施、児童育成組織による活用、企業研修の場】



3 取組の拡大

(1) その他の緑地の取組

市と自然体験学習の専門家が、**緑地の保全活動団体や公園等におけるプレーパーク団体の連携を支援することで、自然体験学習の場を創出し**、小学生の親子に自然環境の中で自由に遊んでもらう機会を創出しました。



●菅生緑地西地区

令和4年11月27日(日)
参加人数 59人
協力団体
水沢森人の会、宮前区冒険遊び場ネットワーク



水沢わんぱくの森

●橋特別緑地保全地区

令和5年1月15日(日)
参加人数 33人
協力団体
高津区市民健康の森を育てる会、高津せせらぎプレーパークやレンジャー



たちはなわんぱくの森

(2) 緑地のない地域の取組

緑地のない地域では、**校庭開放と連携した新割り体験を実施したところ**、子どもたちの関心を集め、多くの方に参加いただきました。

●新割り体験

大島小学校
令和4年11月12日(土)



(3) 取組の拡大による成果

ア その他の緑地においても、保全活動団体やプレーパーク団体の連携を支援することで、利活用と保全のきっかけづくりが可能
イ 緑地のない地域において、自然体験学習の機会（自然体験プログラム）を実施することで、緑地の存在を周知し、行ってみたいと思うきっかけづくりが可能。また、自然体験プログラムの魅力を再確認

4 今後の推進に向けたポイント（これまでの取組を踏まえて）

王禅寺四ツ田緑地等の資源を踏まえ、次のとおり自然体験学習の機会を広げるとともに、**市民への情報発信**を行ってまいります。

(1) 王禅寺四ツ田緑地（公園緑地の自然体験学習施設の拠点）

- ・自然環境を活かした利活用の機会を持続的に創出し、利用者を拡大
- ・幅広いニーズや利用形態に合わせた自然体験メニューの持続的な提供

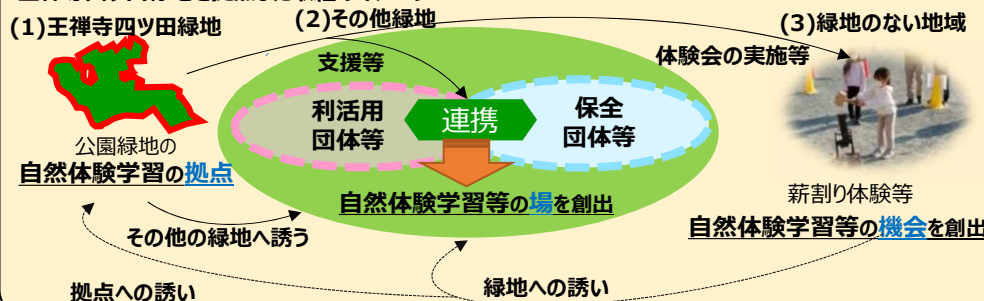
(2) その他緑地（既存団体の連携を支援し、自然体験学習等の場を創出）

- ・好循環の創出が期待できる既存のボランティアや利活用団体の連携の支援や多様な知識・技術等を支援
- ・王禅寺四ツ田緑地の新たな担い手を他の緑地へ誘う

(3) 緑地のない地域（自然体験学習等の機会を創出）

- ・新割りなどの自然体験プログラムの実施による緑地への誘い

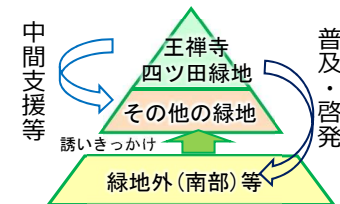
王禅寺四ツ田緑地を拠点とした取組のイメージ



5 今後の方向性

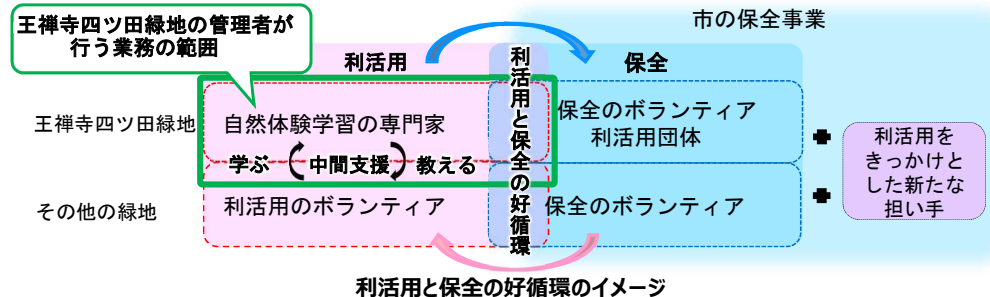
(1) 王禅寺四ツ田緑地とその他緑地等の整理

王禅寺四ツ田緑地については、公園緑地における**自然体験学習の拠点・象徴とし、市域に取組を広げる役割を担います。**
【王禅寺四ツ田緑地が担う自然体験学習を通じた様々な役割】
・市域の利活用と保全への誘いの加速、保全活動の持続性の確保
・みどりの価値向上、新たな関係性の気付き



(2) 利活用をきっかけとした保全活動の継続性を高める仕組み

王禅寺四ツ田緑地については、**利活用をきっかけとした参加者から新たな担い手の発掘・育成**を行い、その他の緑地については、**保全活動団体と利活用を行う地域のボランティアが連携し、地域の子どもたちに身近な緑地に関心をもってもらい、環境意識や愛着の形成につなげるとともに、保全活動の担い手確保のきっかけづくりを行います。**



6 取組の推進に向けた持続的な運営体制の構築

本取組が王禅寺四ツ田緑地を拠点として市域へも好循環が広がるよう、**持続的・効果的・効率的に管理運営するために、指定管理者制度を導入します。**

（導入による緑地内の効果）

- ・民間のノウハウやアイデアによる**自然体験プログラムの充実**
- ・**契約期間(事業者の連続性・安定性)**を活かした**植生管理の実施及び新たな団体との連携**
- ・**自主事業による収益をサービスの質の向上に還元**

（導入による緑地外の効果）

- ・指定管理者が**普及・啓発活動（アウトリーチ）**として拡大

※市が**モニタリング体制（チェック）**を整え、評価を行うなど、本市の施策に即した取組として発展を目指す

7 指定管理者制度の導入に向けて（都市公園条例の一部改正）

指定管理者制度の導入に向けた手続きとして、**緑地の供用期間や時間などの管理基準や利用に係る手続き等を条例に定める必要があることから、都市公園条例の一部改正**します。

8 スケジュール

本取組に関するパブリックコメントの結果を踏まえるとともに、必要な条例改正等の手続きを進め、**令和6年4月からの指定管理者による管理運営の開始に向けて取組を進めてまいります。**

- 令和5年7月 公募条件等の整理、確定
- 令和5年8月 事業者の公募予定
- 令和6年4月 指定管理者による管理運営を開始